

県議会の主要4会派は15日、団長会を開き、議員が本会議や委員会などに出席した際に交通費と通信費などを合計して支給している費用弁償を見直し、実際にかかる交通費のみとする方針を確認した。松沢成文知事はこれまで議会側に見直しを求めてきたが、知事が正式な形で議会側に要請するよりも前に、議会内部の改革で問題を解決する狙いがあるようだ。

県議会4会派 費用弁償見直し合意

費用弁償の金額は1日当たり1万2000～1万4500円。交通実費に加え、議案審議に必要な経費も含まれている。主要4会派は、交通費の実費と比較して高額▽支給額の内訳が明確でない▽政務調査費など重複しているとの批判がある。などの理由で見直しをすることを決めた。平成17年度の費用弁償の支給総額は7059万円。改革で数千万円の経費削減が図られる見通し。

23日に開く4会派の団長会で最終合意し、15日に開いた2月議会で条例改正する。さらに、不透明さが指摘されている

独自改革アピール

政調費は検討会議設置

議員の政務調査費についても、議会改革検討会議（仮称）を設置し、透明性を確保するための方策を探っていく。

費用弁償と政務調査費をめぐって、松沢知事は記者会見などで透明性を確保するよう改革することを何度も求めている。

1月に民主党県議団が、当時はまだ4月の知事選に出馬表明をしていなかった松沢知事に出馬を要請した際にも、知事は県議団に政務調査費の使途の公開などを求めた。自民党県議は「知事が働きかけたので費用弁償をなくす、というのではなく、議会内部の努力で改革をするということ。知事選で、議会改革が知事の実績としてアピールされるのを避けるという狙いもあるようだ」としている。